

東日本大震災への対応と今後の取組

国土交通省

平成29年3月10日

目次

1. 基幹インフラの復旧・復興（概要）	2頁	3. 用地取得の迅速化、施工確保対策（概要）	21頁
1-1. 道路	3頁	(参考) 復興加速化会議	
1-2. 鉄道	4頁	3-1. 用地取得の迅速化	23頁
(参考) 東日本大震災等により被災した鉄道路線の復旧に向けた取組		3-2. 施工確保対策	24頁
(参考) JR常磐線（避難指示区域内）の開通の見通し		(参考) 災害公営住宅 工事确实実施プログラム	
1-3. 海岸	7頁	(参考) 公共建築工事における『営繕積算方式』の普及・促進	
1-4. 港湾	8頁	(参考) 公共建築相談窓口における対応	
(参考) 被災した造船業の復旧・復興状況		4. 観光の復興（概要）	28頁
2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）	10頁	(参考) 東北地方における延べ外国人宿泊者数（H22年比）	
(参考) 住まいの復興工程表について（H28.9末現在）		(参考) 東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業	
2-1. 災害公営住宅	12頁	(参考) 東北観光復興対策交付金（事業例）	
2-2. 民間住宅の自力再建	13頁	(参考) 東北デスティネーション・キャンペーンの実施	
2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業	14頁	(参考) 福島県における観光関連復興支援事業	
(参考) 復興まちづくりの進捗状況（H29.1末現在）		(参考) 広域観光周遊ルート形成促進事業及び認定された計画	
(参考) 完成した民間住宅等用宅地		(参考) 東北地方の広域観光周遊ルートのモデルコースの例	
(参考) 各地区におけるまちびらき		【日本の奥の院・東北探訪ルート】四季が織りなす東北の宝コース	
2-4. 被災地におけるまちづくりの取組	18頁	<参考>主な公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況	36頁
2-5. 国営追悼・祈念施設（仮称）	20頁		

1. 基幹インフラの復旧・復興（概要）

- 道路などの基幹インフラについてはこの1年間概ね順調に進捗し、着実に復旧・整備を推進した。
- 引き続き工程表に基づきインフラの復旧・整備を着実に推進する。

最近講じた措置

（道路）

- H28. 3.12： 宮古盛岡横断道路 都南川目道路 川目IC～田の沢IC（2.6km）開通
- H28. 3.27： 三陸沿岸道路 仙塩道路（7.8km）4車線化
- H28. 4.16： 三陸沿岸道路 登米志津川道路 登米東和IC～三滝堂IC（2.0km）開通
- H28.10.28： 復興道路・復興支援道路全体550kmのうち、503km・約9割で開通または開通見通しが確定
- H28.10.30： 三陸沿岸道路 登米志津川道路 三滝堂IC～志津川IC（9.1km）開通
※原発事故による避難者に対する高速道路の無料措置については、H30.3.31までの1年間延長を決定。
 なお、出口料金所での混雑等の課題があるため、今後、この対応について検討。



都南川目道路(川目IC～田の沢IC)



沿線自治体首長会議

（鉄道）

- H27. 3. 7： JR山田線の復旧工事に着手
- H27.12.25： JR大船渡線について、第3回JR大船渡線沿線自治体首長会議において、BRTによる本格復旧受け入れで合意
- H27.12.25： JR気仙沼線について、第3回JR気仙沼線沿線自治体首長会議において、南三陸町と登米市はBRTによる本格復旧受け入れで合意
- H28. 3.10： JR常磐線の平成31年度末までの全線開通を目指すことを公表
- H28. 3.18： JR気仙沼線について、気仙沼市においても、BRTによる本格復旧を受け入れる旨を表明



仙石線(石巻駅)

今後講じていく主な措置

- 被災地の早期復興のリーディングプロジェクトである復興道路・復興支援道路の早期完成を目指す
- JR常磐線等の早期の全線復旧に向けた取組みが着実に進むよう、引き続き関係者間で緊密に連携
- H30年度に小名浜港の国際物流ターミナル整備を完成させる等、復興の加速化の拠点となる港湾施設の整備を行う

主なスケジュール

- H29. 3. 20： 南三陸道路 開通予定、H29. 3. 26： 阿武隈東道路 開通予定
- H29. 3月中： 矢本石巻道路 石巻女川IC～桃生豊里IC 4車線化予定
- JR常磐線 小高～浪江間(H29. 4. 1に運転再開予定)、富岡～竜田間(H29. 10月頃に運転再開予定)
- 大船渡港 湾口防波堤(H28年度完成予定)



南三陸道路(志津川IC～南三陸海岸IC間)(H28.7現在)

1-1. 道路

現状と課題

- 東日本大震災において直轄国道、高速道路等が大きな被害を受けたものの、概ね復旧完了。
- また、復興・復興支援道路については、事業促進PPPの活用等により早期整備を推進。
- 復興道路・復興支援道路全体550kmのうち、503km・約9割で開通または開通見通しが確定。

最近講じた措置

○復興道路・復興支援道路の整備

- H28. 3. 12 : 都南川目道路 (2.6km) 開通
- H28. 3. 27 : 仙塩道路 (7.8km) 4車線化
- H28. 4. 16 : 登米志津川道路 (2.0km) 開通
- H28. 10. 30 : 登米志津川道路 (9.1km) 開通



登米志津川道路(三滝堂IC～志津川IC) 開通式

○常磐自動車道

- H28. 9. 15 : 付加車線設置箇所決定

○その他、直轄国道の復旧を実施。

今後講じていく措置

○復興道路・復興支援道路の整備

- H29. 3. 20 : 南三陸道路 (3.0km) 開通予定
- H29. 3. 26 : 阿武隈東道路 (10.5km) 開通予定
- H29. 3月中 : 矢本石巻道路 (12.1km) 4車線化予定

その他路線についてもH29年度以降の開通に向け引き続き整備

○常磐自動車道の4車線化

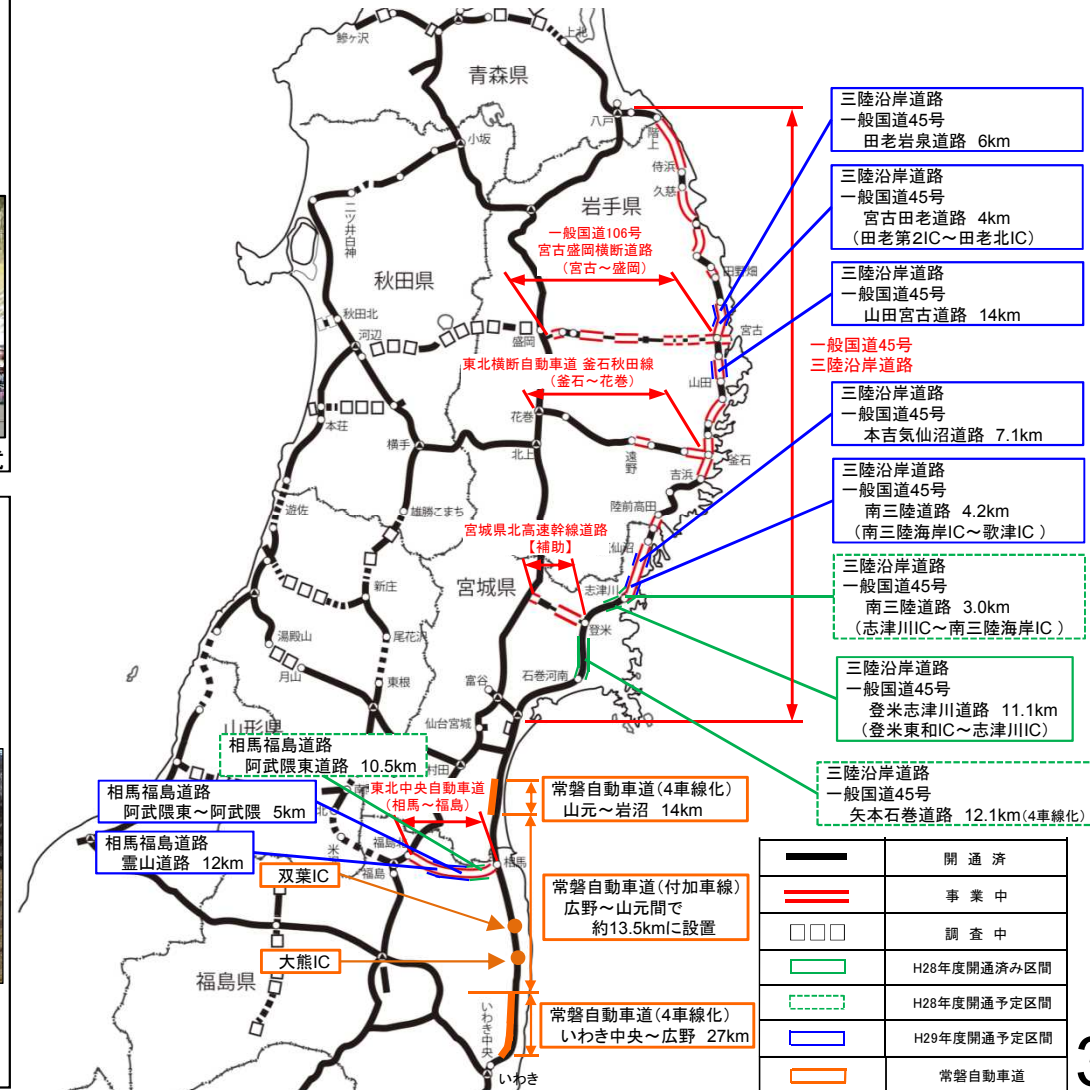
- 4車線化 いわき中央～広野、山元～岩沼
- 付加車線 広野～山元 うち約13.5km

○その他、直轄国道の復旧を引き続き実施。



阿武隈東道路
(相馬山上IC～相馬玉野IC間)
(H29.1現在)

◆ 復興・復興支援道路、常磐自動車道位置図



1-2. 鉄道

現状と課題

- JR山田線については、H27. 3. 7に復旧工事に着手、平成30年度末の復旧を目指す。
- JR大船渡線及びJR気仙沼線については、BRTによる本格復旧で合意。
- JR常磐線については、平成31年度末までの全線開通を目指す。

最近講じた措置

- JR山田線
JR山田線(宮古～釜石間)の三陸鉄道への運営移管について、JR東日本と地元自治体等が合意(H27. 2. 6)し、復旧工事に着手(H27. 3. 7)。
- JR大船渡線及び気仙沼線
JR大船渡線については、BRTによる本格復旧で合意。(H27. 12. 25)
JR気仙沼線については、BRTによる本格復旧で合意。(H28. 3. 18)
- JR常磐線
平成31年度末までの全線開通を目指す(H28. 3. 10公表)こととしており、運休区間のうち、原ノ町～小高駅間はH28. 7. 12、浜吉田～相馬駅間はH28. 12. 10に運転再開。

<参考:浜吉田～相馬駅間の運転再開時の様子>



新地駅

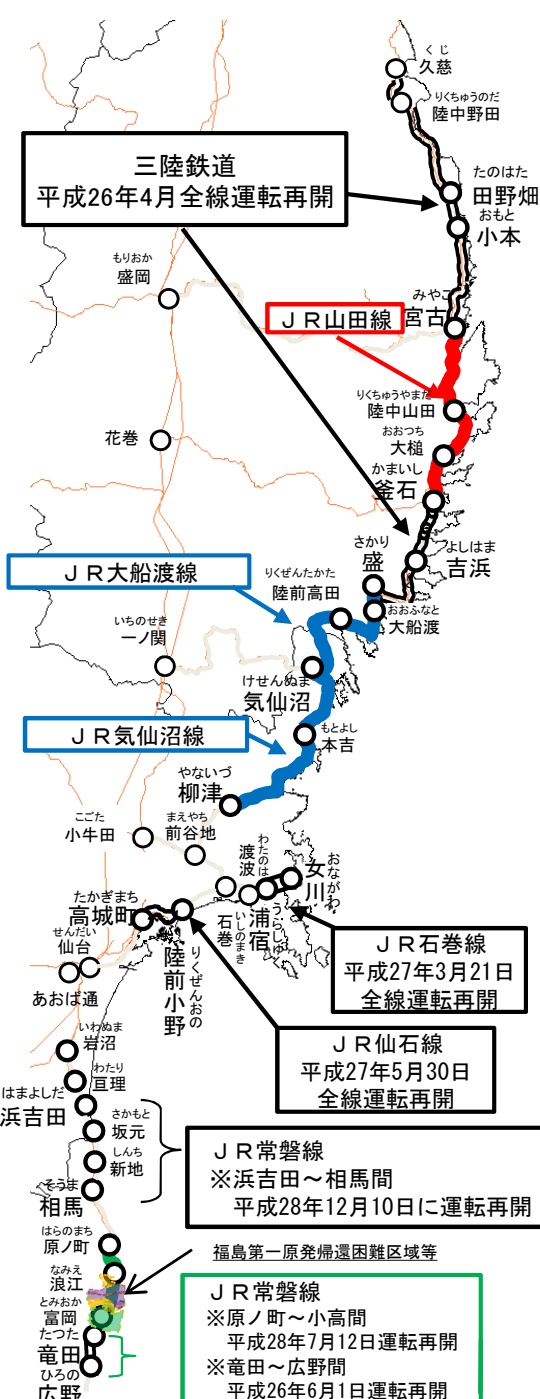


相馬駅

今後講じていく措置

- JR山田線
現在、JR東日本が平成30年度末を目指して復旧工事中。早期の運転再開に向けて、復旧工事が着実に進むよう、引き続き関係者間で緊密に連携。
- JR大船渡線及び気仙沼線
BRTの利便性向上等について、具体的な協議が進むよう、引き続き関係者間で緊密に連携。
- JR常磐線
引き続き関係者間で緊密に連携し、平成31年度末までの全線開通に向けて取り組む。
(運転再開予定)
 - ・小高～浪江駅間：平成29年4月1日
 - ・富岡～竜田駅間：平成29年10月頃
 - ・浪江～富岡駅間：平成31年度末
- JR石巻線、仙石線
 - ・石巻線(浦宿～女川) H27. 3. 21 運転再開
 - ・仙石線(高城町～陸前小野) H27. 5. 30 運転再開

(参考)東日本大震災等により被災した鉄道路線の復旧に向けた取組



JR山田線(宮古～釜石間) → JR東日本が平成30年度末を目指して復旧し、三陸鉄道へ移管

- JR東日本からの地元自治体等に対する、JR山田線の三陸鉄道への運営移管の提案について、平成27年2月に合意。
- 3月より復旧工事に着手し、平成30年度末を目指して復旧工事を進めている。

JR大船渡線(盛～気仙沼間) → BRTによる本格復旧

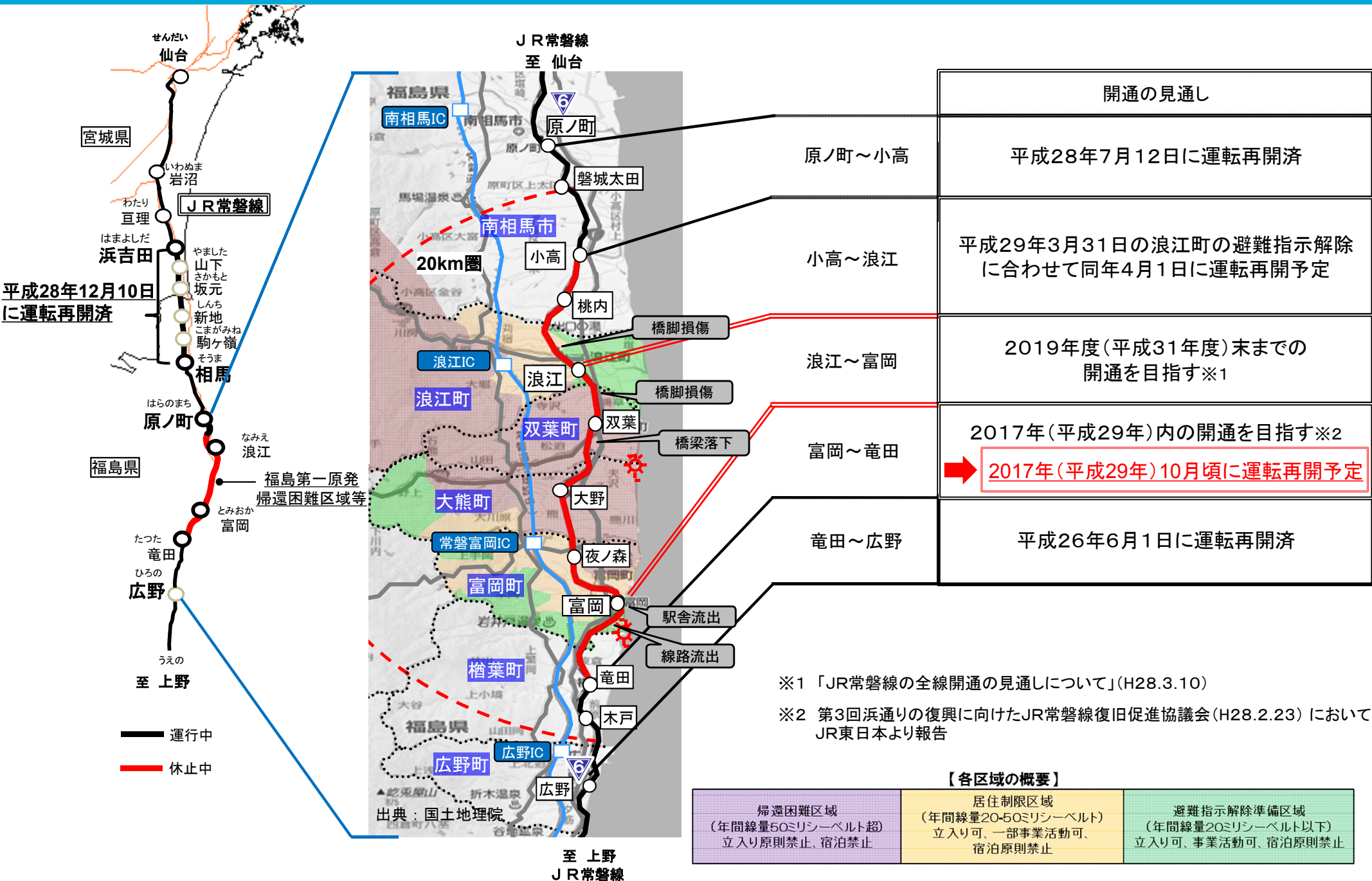
JR気仙沼線(気仙沼～柳津間)

- 国土交通副大臣を座長とする第3回沿線自治体首長会議(H27.12)において、大船渡線については、BRTによる本格復旧の受け入れで合意。気仙沼線については、南三陸町と登米市はBRTによる本格復旧受け入れで合意。
- 気仙沼市においても、平成28年3月18日にBRTによる本格復旧を受け入れる旨を表明。

JR常磐線(浜吉田～相馬間、小高～竜田間) → 平成31年度末までの全線開通を目指す

- ＜浜吉田～相馬間＞
- 浜吉田～相馬間:平成28年12月10日に運転再開
- ＜小高～竜田間＞
- 【避難指示解除準備区域等】
- 小高～浪江間:平成29年4月1日に運転再開予定
 - 竜田～富岡間:平成29年10月頃に運転再開予定
- 【帰還困難区域を含む区間】
- 浪江～富岡間:平成31年度末までの開通を目指す

(参考)JR常磐線(避難指示区域内)の開通の見通し



1-3. 海岸

現状と課題

○被災した海岸の復旧・復興事業677地区海岸のうち、完成は188地区海岸(28%)、建設中は386地区海岸(57%)であり、海岸堤防等の復旧・復興について着実に進捗を図る必要がある。(H29.1末時点)

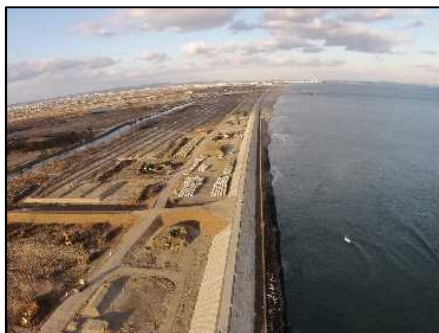
最近講じた措置

○国施工区間(代行区間含む)では、復旧・復興を支える上で不可欠な仙台空港等重要施設の前面の区間等、約40キロ※についてH29年3月末で完了予定。

※国土交通省及び農林水産省所管海岸



山元海岸(宮城県山元町)



仙台海岸(宮城県仙台市)

○県・市町村施工区間では、海岸管理者が地元に対する説明会等を重ね、地元住民の理解を得て順次工事着手。

状 況	平成29年1月末
合 計	677地区海岸
完 成	188地区海岸(28%)
建 設 中	386地区海岸(57%)
工事着手に向けた設計、 用地手続き中等	103地区海岸(15%)

※未着工のうち、6地区海岸は地元調整未了であり、背後のまちづくり計画等との調整、地元住民との合意形成を進めるため、丁寧な説明を実施中。

※国土交通省及び農林水産省所管海岸

※復旧・復興箇所の合計

※県からの聞き取りによる

今後講じていく措置



大野地区海岸(岩手県)

○県・市町村施工区間について、速やかに復旧・復興が進むよう国として最大限の支援を実施。

○未着工となっている区間についても、海岸管理者である県等に丁寧に対応いただき、早期の進捗を図る。

1-4. 港湾

現状と課題

- 産業・物流上、特に重要な港湾施設については、3施設を残し平成26年度末に復旧工事を完了した。
- 残る釜石港、大船渡港の湾口防波堤、相馬港の沖防波堤の復旧を計画的に推進している。
- さらに、経済復興の礎となる岸壁・防波堤等の整備を推進している。

最近講じた措置

○産業物流上、特に重要な港湾施設の復旧

産業物流上、特に重要な131の港湾施設のうち、残る釜石港及び大船渡港の湾口防波堤、相馬港の沖防波堤の復旧事業を進め、大船渡港の湾口防波堤は今年度末に完成予定。



H29.2 大船渡港湾口防波堤全景



今後講じていく措置

釜石港の湾口防波堤、相馬港の沖防波堤について、平成29年度完了を目指し、復旧工事を推進していく。



H28.3 相馬港沖防波堤工事状況

被災地港湾において港湾施設(航路・泊地、岸壁等)の整備を行った。

(以下の施設についてはH27年度中に完成)

- ・相馬港 4号ふ頭地区
航路・泊地(水深14m)
- ・茨城港 常陸那珂港区
中央ふ頭地区 岸壁(水深12m)



茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区
国際物流ターミナル整備事業

引き続き、復興の加速化の拠点となる港湾施設の整備を行う。

(主な事業)

- ・八戸港 外港地区 防波堤
- ・久慈港 湾口地区 防波堤
- ・小名浜港 東港地区 岸壁(水深18m)



等

小名浜港東港地区
国際物流ターミナル整備事業

(参考)被災した造船業の復旧・復興状況

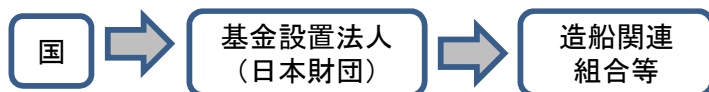
- 東北の造船業は、漁船等の建造・修理を通じ、地域の基幹産業である水産業並びに地域経済・雇用を支える重要な産業。
- 東日本大震災により壊滅的な被害を受けたが、各種支援制度の活用等により、応急的復旧を行い、ほとんどが操業再開。
- また、地盤沈下により施設の一部が水没したままであったり、防潮堤等公共工事により移転を余儀なくされている事業者に対しては、H25に補助制度を創設し、集約等による本格的な復興を図ろうとする取り組みを支援。
- 19社による8件の集約化事業を支援しており、これまでに3件の事業が完了。さらに今年度末までに2件が完了予定。

造船業等復興支援事業の実施状況

主として漁船の建造・修繕を行う中小造船事業者・関連事業者が集約化等を行い、新たに整備する共用施設・設備に対して、事業費の2/3を補助

基金造成

補助率2/3



地区	補助事業者	進捗状況
大船渡市	合同会社大船渡ドックケミカル	H29.6完了予定
大船渡市	合同会社コーシンケミカル	H28.2完了
気仙沼市	株式会社みらい造船	H30.12完了予定
南三陸町	株式会社南三陸造船鉄工所	H29.1完了
石巻市	マリン遠山合同会社	H27.10完了
石巻市	佐藤造船所・及川電機合同会社	H29.3末完了予定
石巻市	株式会社鈴木造船所	H29.5完了予定
石巻市	株式会社聖人堀鉄工所	H29.3完了

○これまでに整備が完了した造船施設



新造船工場全景(南三陸市)



操業を開始した新船台(大船渡市)

○現在実施中の事業



整備中の造船工場(石巻市)



新造船所完成予想図・起工式典(気仙沼市)

2. 住宅再建・復興まちづくり（概要）

- 住宅再建・復興まちづくりについては、被災者に住まいの確保について見通しを持っていただけるよう、平成25年3月より「住まいの復興工程表」を復興庁が策定し、これを定期的に改訂。引き続き、工程表に基づき事業を着実に推進。
- 本格化している民間住宅の再建については、人材・資材の動向などを注視し、安定的な施工確保に努める。

最近講じた措置

（主な完成・供給状況）

- 災害公営住宅の完成状況
（岩手、宮城、福島等8県）
H29.1末までに23,393戸（約8割）完成済み
（計画戸数 30,108戸）
- 民間住宅等用宅地の供給状況
H29.1末までに11,616戸（約6割）供給済み
（計画戸数 19,385戸）
（※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による）

- 「災害公営住宅 工事确实実施プログラム」の継続
不調件数 H25年度:44件(11.5%)→H28年度(1末時点):0件
- 公営住宅の標準建設費の見直し
- 都市再生機構(UR)による現地支援体制を強化 446名(H28.3)→454名(H29.3)
- 大規模な地区や事業期間が比較的長期となる地区の実情に応じた支援
- 防災集団移転促進事業の移転元地の利活用の促進
- 資材・人材のマッチングサポートの展開
- 国営追悼・祈念施設(仮称)の基本計画策定、基本設計等を実施。

今後講じていく主な措置

- 「災害公営住宅 工事确实実施プログラム」を継続し、引き続き発注・入札、工事实施、工事後の各段階での対応を的確化。
- 都市再生機構(UR)による現地支援体制の確保
- 高台移転については、引き続き、復興庁と連携し、進捗に応じた適切な計画の見直しや移転元地の利活用など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施。
- 本格化している民間住宅の再建については、人材・資材の動向などを注視し、安定的な施工確保のため必要な支援を行う。
- 国営追悼・祈念施設(仮称)について、平成32年度末を目途に整備を行う。

主な完成・供給予定（※「住まいの復興工程表」(H28.9末時点)による）

- 災害公営住宅の完成見込み(岩手、宮城、福島等8県)
H30.春までに約2.9万戸(約97%)
- 民間住宅等用宅地の供給見込み
H30.春までに約1.8万戸(約90%)

(参考)住まいの復興工程表について(H28.9末現在)

1. 災害公営住宅の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、H28年度までに概ね4,600戸(概ね8割)、H29年度までに概ね5,200戸(概ね9割)が工事終了の見込み
 - ・宮城県では、H28年度までに概ね13,800戸(概ね9割)、H29年度までに概ね15,500戸(9割超)が工事終了の見込み
 - ・福島県では、H28年度までに概ね6,000戸、H29年度までに概ね8,000戸が工事終了の見込み
- (工事終了時期・累計)

(単位・戸)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度以降	(調整中)	計
岩手県 (進捗率)		118 (2%)	574 (10%)	1,525 (27%)	3,168 (56%)	4,588 (81%)	5,224 (92%)	5,694 (100%)	(0)	5,694 (100%)
宮城県 (進捗率)		50 (0%)	1,343 (8%)	5,288 (33%)	9,812 (61%)	13,792 (86%)	15,476 (97%)	15,754 (98%)	(241)	15,995 (100%)
福島県	津波・地震 (進捗率)	80 (3%)	357 (13%)	1,617 (58%)	2,600 (93%)	2,758 (98%)	2,807 (100%)	2,807 (100%)	(0)	2,807 (100%)
	原発避難者 (進捗率)	0 (0%)	0 (0%)	509 (10%)	1,167 (24%)	3,173 (65%)	4,890 (100%)	4,890 (100%)	(0)	4,890 (100%)
	帰還者	-	-	-	0	69	262	272	(26)	298
計 (進捗率)		248 (1%)	2,274 (8%)	8,939 (30%)	16,747 (57%)	24,380 (83%)	28,659 (97%)	29,417 (99%)	(267) -	29,684 (100%)

※ 整備計画の策定段階にあるもの等は「調整中」としている。

※ 福島県の帰還者向け災害公営住宅については、全体計画が未定であるため進捗率は示していない。また、3県合計の進捗率には、帰還者向け災害公営住宅の戸数は含んでいない。

2. 民間住宅等用宅地の整備に係る進捗状況

- ・岩手県では、H28年度までに概ね4,200戸(概ね5割)、H29年度までに概ね6,200戸(概ね8割)が供給される見込み
- ・宮城県では、H28年度までに概ね7,900戸(概ね8割)、H29年度までに概ね9,400戸(9割超)が供給される見込み
- ・福島県では、H28年度までに概ね1,300戸(概ね7割)、H29年度までに概ね1,900戸(9割超)が供給される見込み

※民間住宅等用宅地:地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

(宅地供給時期・累計)

(単位・戸)

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度以降	(調整中)	計
岩手県 (進捗率)		2 (0%)	247 (3%)	1,000 (13%)	2,385 (31%)	4,196 (54%)	6,229 (80%)	7,811 (100%)	(0)	7,811 (100%)
宮城県 (進捗率)		85 (1%)	353 (4%)	2,378 (25%)	5,264 (54%)	7,940 (82%)	9,442 (97%)	9,705 (100%)	(0)	9,705 (100%)
福島県 (進捗率)		17 (1%)	244 (13%)	594 (32%)	730 (39%)	1,327 (71%)	1,853 (99%)	1,869 (100%)	(0)	1,869 (100%)
計 (進捗率)		104 (1%)	844 (4%)	3,972 (20%)	8,379 (43%)	13,463 (69%)	17,524 (90%)	19,385 (100%)	(0)	19,385 (100%)

2-1. 災害公営住宅

現状と課題

- 災害公営住宅の整備については、計画戸数約3万戸に対し、約2.7万戸が着工済みであり、このうち既に約2.3万戸の住宅が完成に至っている。また、残りの住宅についても概ね用地の目処がついており、全体として県・市町村の計画に沿って着実に進捗。
- 災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」(H26.9 第4回復興加速化会議取りまとめ)を展開。被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底するとともに、その実施状況のフォローアップを実施。

最近講じた措置

- 「住まいの復興工程表」に基づく整備の推進
 - ・住まいの復興工程表により被災者の方々に対し住宅再建等に係る時期の目安を提示するとともに、これに基づく整備を推進。
- 「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の継続
 - ・災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の徹底を図るとともに、実施状況のきめ細かなフォローアップを実施
- 福島復興再生特別措置法の改正
 - ・福島復興再生特別措置法の改正により、帰還者向けの災害公営住宅の整備を事業メニューに追加
- 都市再生機構(UR)による現地支援体制を強化
 - ・446名(H28.3)→454名(H29.3)

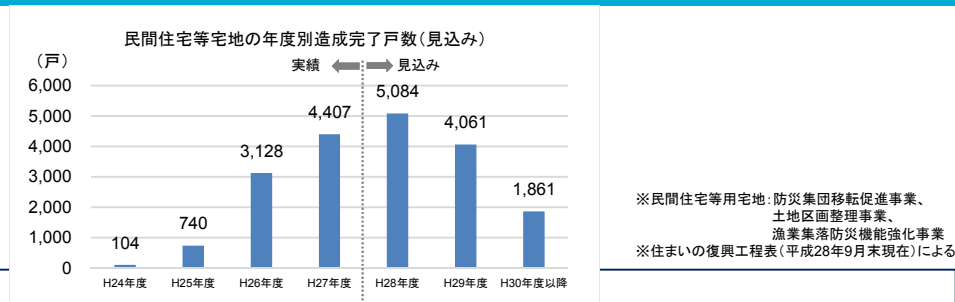
今後講じていく措置

- 「住まいの復興工程表」に基づく整備の推進
 - ・引き続き、「住まいの復興工程表」に沿って事業を着実に推進。
- 「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の継続
 - ・引き続き、「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の徹底を図る。
- 都市再生機構(UR)による現地支援体制の確保
 - ・事業の進捗にあわせて、現地の業務執行体制を整備。

2-2. 民間住宅の自力再建

現状と課題

○防災集団移転促進事業等の面整備事業による宅地供給は最盛期
⇒被災者による住宅再建も最盛期。

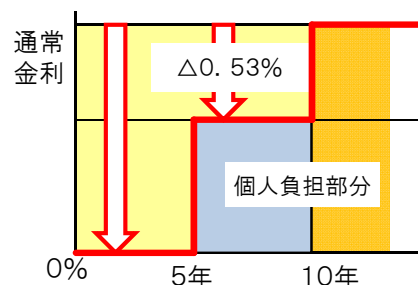


最近講じた措置

災害復興住宅融資

- 被害を受けた住宅等の再建等を図ろうとする者に、災害復興住宅融資について融資金利の引下げ等を実施
- 自治体と地域の建設事業者や住宅金融支援機構が連携し、被災者からの住宅再建の具体化に向けた相談への対応を強化
- 自治体と連携し、防災集団移転事業等により造成された宅地の分筆登記前に融資金を交付することで住宅着工の早期化を支援

災害復興住宅融資(建設・購入)基本融資額の融資金利引下げのイメージ



災害復興住宅融資の申請戸数(累計)

H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度(1月末まで)
5,294	10,330	14,110	16,833	18,920	20,417

※単位: 戸数
※平成29年1月末時点

防災集団移転促進事業等における再建支援

- 防災集団移転促進事業では造成した団地等における移転者の住宅再建を促進するため引き続き以下の取組を実施
 - ・住宅建設・土地購入のための借入金に係る利子相当額の補助(※)
 - ・住居の移転費用の補助(※)
 - ・宅地を借地として提供することによる初期費用の低減
- ※がけ地近接等危険住宅移転事業において同様の支援をしている。

防災集団移転促進事業の造成完了戸数(累計)

H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末	H28年度(1月末まで)
102	751	3,393	6,456	7,950

※単位: 戸数

資材・人材のマッチングサポート

- 被災三県の「地域型復興住宅推進協議会」が、建築主に対し工務店の情報提供をするとともに、工務店に対し人材紹介や資材調達の支援を行い、円滑な工事を支援している。

今後講じていく措置

- 被災者の住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進する。

2-3. 防災集団移転促進事業、土地区画整理事業

現状と課題

- 防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、概ね8割の地区で宅地の造成を完了。
- 工事の進捗状況や住民意向の変化など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援により、住まいの復興工程表に基づく着実な事業の実施を図っている。

最近講じた措置

○実情に応じた事業の着実な推進の支援

- ・住宅供給戸数が多いなど大規模な地区や事業期間が比較的長期となる地区について、復興・創生期間内における早期の事業完了に向け、復興庁とも連携し、地区ごとの実情に応じた支援を実施。

○機動的な計画の見直し

- ・事業の進捗や住民意向の変化に応じた事業計画の見直しを促進。

○宅地引渡しの円滑化

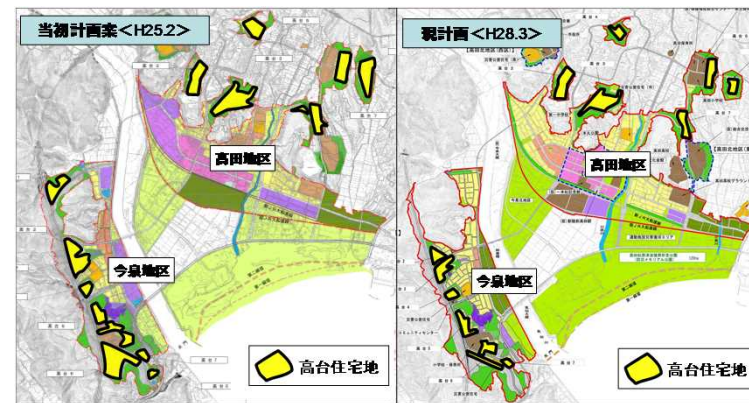
- ・造成した宅地を引き渡す際の地盤に関する情報提供等を促進。

○移転元地の利活用の促進

- ・防災集団移転促進事業により取得した土地の有効活用に資する譲渡の円滑化
- ・復興庁と連携し、移転元地を利用する事業のために土地交換を行った地権者に対して登録免許税を免税(H28年度税制改正)

計画見直しの例(岩手県陸前高田市 高田地区・今泉地区)

- ・事業進捗と共に変化し、高台住宅希望の住民が減少
- ・高台整備に伴う大量の切土により、事業費が過大
- ▶ 高台住宅を約11.8ha縮小し、事業費を約479億円縮減



	当初計画案<H25.2>	現計画<H28.3>
全体面積	316.7ha	298.5ha (▲18.2ha)
うち高台住宅地面積	33.1ha	21.3ha (▲11.8ha)
事業費	約1,673億円	約1,194億円 (▲479億円)

今後講じていく措置

○地区の実情に応じたきめ細かな支援

- ・引き続き、復興庁と連携し、進捗に応じた適切な計画の見直しや移転元地の利活用など、地区ごとの実情に応じたきめ細かな支援を実施。

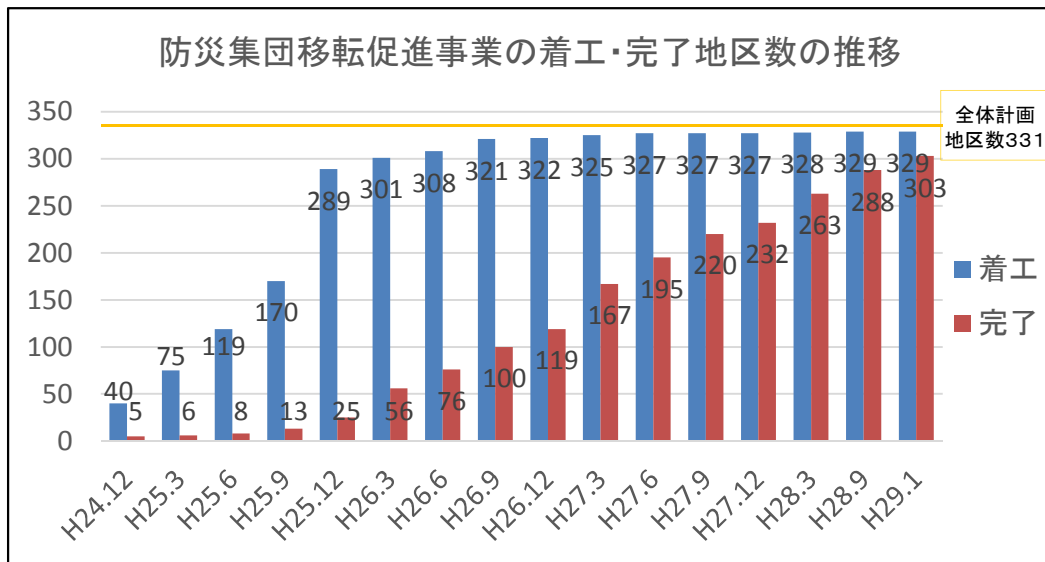
(参考)復興まちづくりの進捗状況(H29.1末現在)

- 防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、全ての地区で法定手続きが完了。
- 工事着手済みは、防災集団移転促進事業が329地区(99%)、土地区画整理事業が50地区(100%)。
- 造成工事完了は、防災集団移転促進事業が303地区(92%)、土地区画整理事業が13地区(26%)となっている。

【被災3県の状況】

	全体地区数	法定手続き済	工事着手済 ^{注3)}	造成完了
防災集団移転促進事業	331地区 ^{注1)}	大臣同意 331地区(100%) ^{注2)}	329地区(99%) ^{注4)}	303地区(92%)
土地区画整理事業	50地区 ^{注1)}	都市計画決定 50地区(100%) 事業認可 50地区(100%)	50地区(100%)	13地区(26%)

注1) 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数(災害公営住宅のみの地区を含む)
 注2) このほか、茨城県北茨城市の2地区において実施し、整備完了済
 注3) 工事発注(設計付き工事発注を含む)済の地区数
 注4) 未着手地区は、避難指示解除準備区域にある富岡町、浪江町の2地区



造成工事進捗状況の例

土地区画整理事業
 防災集団移転促進事業 【宮城県東松島市野蒜地区】

<H28.11 民間住宅等用地: 全278戸完成>



航空写真(H28. 11撮影)



移設したJR仙石線と高台住宅地(H28. 11撮影)

(参考)完成した民間住宅等用宅地

- 被災3県で19,385戸(岩手県 7,811戸 宮城県 9,705戸 福島県 1,869戸)の民間住宅等用宅地を計画
 - 平成29年1月末までに11,616戸(約6割)供給済み、平成30年春までに約1万8千戸(約9割)供給見込み
- (※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による)

■高田地区 (岩手県陸前高田市)

- 土地区画整理事業により、中心市街地をかさ上げし、高台に住宅地を整備
- 平成27年11月に92画地、平成28年9月に81画地の高台住宅地が完成



(提供:陸前高田市 H28.12撮影)



■織笠地区 (岩手県山田町)

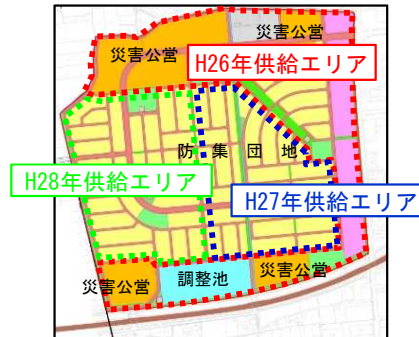
- 土地区画整理事業により既成市街地を嵩上げて宅地を整備(民間住宅用宅地47区画)
- 防災集団移転促進事業により高台の住宅地を整備(民間住宅用宅地135区画)
- 平成28年5月に全ての宅地が完成



(提供:山田町 H28.12撮影)

■新蛇田地区 (宮城県石巻市)

- 防災集団移転事業の移転先団地と災害公営住宅敷地の造成を土地区画整理事業により整備
- 平成26年より宅地供給が開始され、平成28年12月に全ての宅地が完成



(提供:石巻市 H28.12撮影)

■志津川中央地区 (宮城県南三陸町)

- 防災集団移転事業の移転先団地の造成を津波復興拠点整備事業により整備
- 平成28年12月に完成(民間住宅用宅地135区画)



(提供:南三陸町 H29.2撮影)

■大船渡駅周辺地区（岩手県大船渡市）

土地区画整理事業により地盤の嵩上げを行い、安全な市街地形成を図るとともに、道路・河川・公園等の公共施設の再整備と商業の復興を実施。
平成28年3月13日に、まちびらき記念式を開催。



まちびらき記念式 H28.3.13



■新山下駅周辺地区（宮城県山元町）

津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業等により整備した地区において、
 ・平成28年10月23日に、新市街地まちびらきを開催
 ・平成28年12月10日に、JR常磐線が再開し、あわせて新駅も開業

新市街地まちびらき（平成28年10月23日）



セレモニー



イベント

常磐線運転再開記念式（平成28年12月10日）



開業した山下駅 ※内陸側に移転



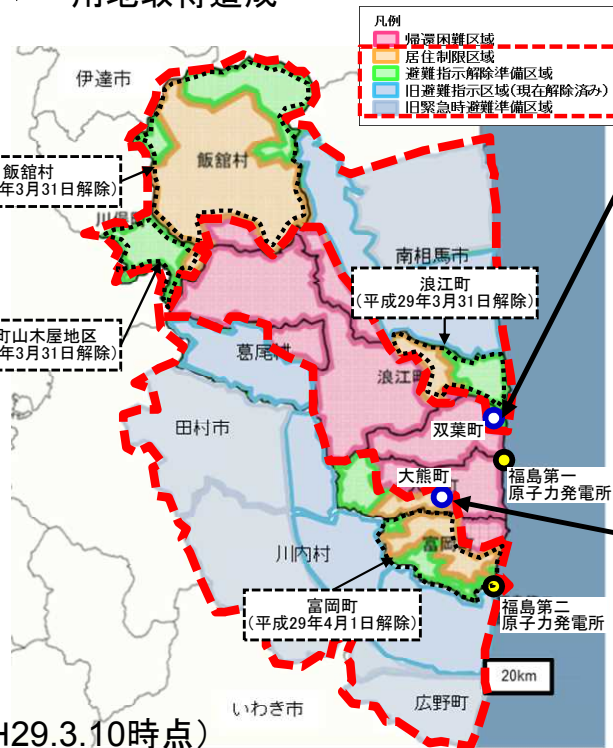
2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(福島復興再生拠点整備事業)

- 福島再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)により、避難指示の解除又は解除の見通しが立っている区域において、復興・再生の拠点となる市街地(一団地の復興再生拠点市街地形成施設)の整備を支援。
- 平成29年3月現在、福島県双葉町、大熊町において事業を実施。

■ 福島復興再生拠点整備事業の動向

<支援対象>

- ✓ 計画策定
- ✓ 公共施設等整備:
 - ・地区公共施設(道路、公園、広場等)、
 - ・拠点支援施設(交流センター等) 等
- ✓ 用地取得造成



「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の都市計画を定めることのできる区域

双葉町 中野地区復興産業拠点の整備イメージ

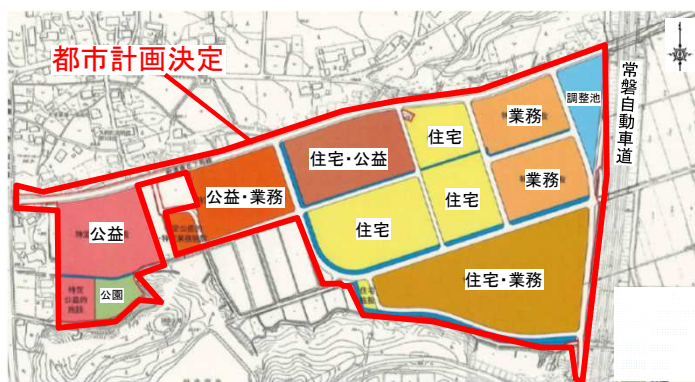


双葉町は、「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」において、避難指示解除準備区域であり、かつ、津波リスクが低い中野地区を「復興産業拠点」として位置付け、複合的な機能を持った拠点の整備を目指しているところ。
平成29年3月に都市計画決定予定。

【概要】

- ✓ 計画面積：約49.5ha
- ✓ 主な土地利用：産業・研究・業務施設等

大熊町 大川原復興拠点



大熊町は、平成25年度に復興まちづくりビジョンを策定し、町内の比較的線量の低い大川原地区に新たな復興拠点を整備することを公表。
平成29年1月に都市計画決定、3月に事業認可予定。

【概要】

- ✓ 計画面積：約18.2ha
- ✓ 主な土地利用：住宅、公益施設、商業・業務施設等

2-4. 被災地におけるまちづくりの取組(市街地再開発事業等) 国土交通省

- 被災地の限られた土地の有効利用を図りつつ、被災商店の再建や被災者の受け皿となる公的住宅等の一体的整備を推進するため、市街地再開発事業等を実施。事業実施主体へ除却費や共同施設整備費等を補助。
- 平成29年1月末現在、14地区において事業を実施中、9地区において事業完了となっている。

■復興における市街地再開発事業等の動向 (H29.1末時点)

市街地再開発事業等実施地区数: 23地区

※復興交付金の支援を受ける地区

都道府県名	市町村名	地区数	進捗段階
宮城県	石巻市	11地区	計画中・・・7地区 完了・・・4地区
	塩竈市	1地区	事業計画認可済み
	名取市	1地区	権利変換計画認可済み
	気仙沼市	6地区	計画中・・・2地区 建築工事着工済み・・・1地区 完了・・・3地区
	仙台市	1地区	完了
福島県	須賀川市	2地区	建築工事着工済み・・・2地区
	いわき市	1地区	完了

■市街地再開発事業地区事例 (宮城県石巻市)

○津波により被害を受けた地区の恒久的な住まい、にぎわいのある中心市街地を再生させるため、暮らしやすい市街地を整備。



【事業概要 (中央三丁目1番地区)】

- ✓ 施行面積 : 約0.5ha
- ✓ 工事期間 : H26年度～H27年度
(H26.8建築着工)
(平成28.1竣工)
- ✓ 施行者 : 組合施行
- ✓ 整備概要 : 共同住宅、商業施設等

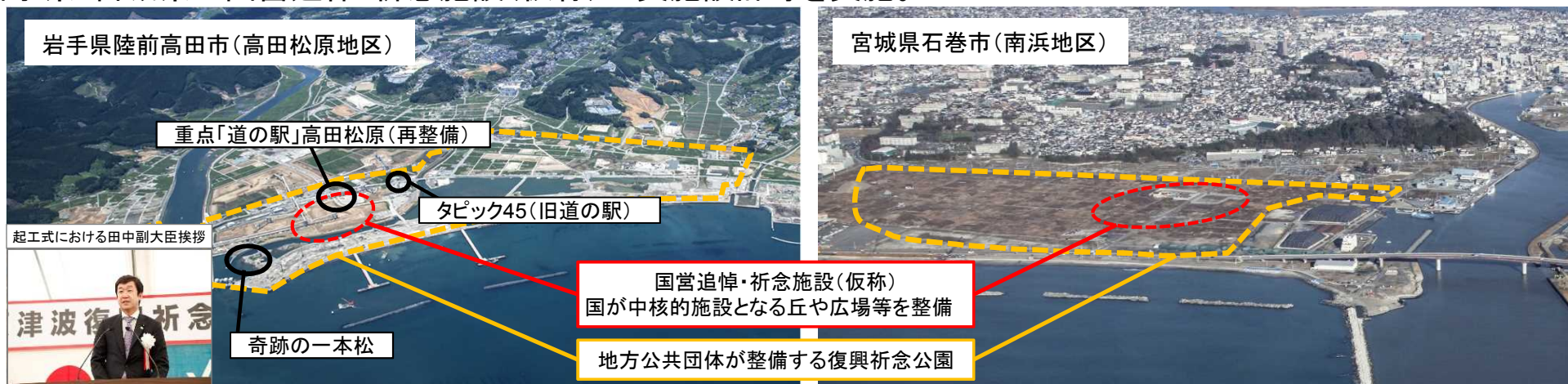
2-5. 国営追悼・祈念施設(仮称)

現状と課題

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県陸前高田市(高田松原地区)及び宮城県石巻市(南浜地区)に国営追悼・祈念施設(仮称)を設置することが平成26年10月31日に閣議決定。
 - 平成27年8月に、復興庁等により国営追悼・祈念施設(仮称)の基本計画が策定され、平成27年度からは地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等(数ha程度)の整備を推進。
 - 平成27年1月、岩手県陸前高田市の道の駅「高田松原」を重点「道の駅」に選定。津波で被災したタピック45(旧道の駅)の遺構を保存しつつ、国営追悼・祈念施設(仮称)や復興祈念公園と一体となって、震災伝承・地域振興の核として再生。
 - 平成29年3月5日、岩手県陸前高田市(高田松原地区)において起工式を開催。3月19日には宮城県石巻市(南浜地区)の起工式を開催予定。
- ※福島県については、県が双葉・浪江両町にまたがる沿岸部を、復興祈念公園の候補地として選定。平成28年9月、県は国営追悼・祈念施設(仮称)を浪江町へ設置することを国に要望。

最近講じた措置

- 岩手県・宮城県の国営追悼・祈念施設(仮称)の実施設設計等を実施。



※区域は概ねの位置

今後講じていく措置

- 岩手県・宮城県：平成28年度末に工事に着手し、平成32年度末を目途に整備を行う予定。
- 福島県：復興庁の支出委任により、平成29年度に基本計画の検討を行う。

3. 用地取得の迅速化、施工確保対策（概要）

- 基幹インフラの整備、住宅再建・復興まちづくりの推進に当たり、用地取得が復興の隘路となっていたことから、復興事業において、用地取得を飛躍的に短縮する収用手续等の加速化措置を講じてきた。
- 累次にわたり打ち出してきた施工確保対策が奏功し、入札不調は総じて落ち着いてきている。一度不調になった工事についても、二度目以降の発注で契約に至っており、積み残しは出ていない。
- 今後も引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視するとともに、必要な対策を機動的に講じていく。

最近講じた措置

○収用手续の迅速化

平成26年度に講じた用地取得を短縮する収用手续等の加速化措置により、この1年間も引き続いて事業認定手续・収用裁決手续期間が短縮。

○予定価格の適切な設定

実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の5回目の引上げ、
実態調査に基づく負担増の状況を反映した適切な積算（復興係数による間接工事費の補正等）の実施。

○資材等の確保

公共プラントによる供給等による生コン供給体制の強化
（直轄整備：宮古、釜石 県整備：石巻、気仙沼）

○公共建築工事の施工確保

「災害公営住宅 工事確実実施プログラム」の活用（標準建設費の見直し、共通仮設費の適正化等）、
「営繕積算方式」の普及・促進、「公共建築相談窓口」における個別事案への丁寧な対応

○i-Constructionの積極的な活用

「i-Construction」を復興事業においても積極的に活用。



国交省仮設プラント（岩手県釜石市）

今後講じていく主な措置

- これまでに発出した収用手续に関する通知等の内容が適切に活用されているかフォローアップを実施するとともに、被災地において、今後生じる用地取得に当たっての課題について、地方公共団体等と連携しつつ迅速に対応。
- 施工確保対策については、引き続き各地の現場の状況をきめ細かく注視し、地域の実情にあった復興の加速化に向け、必要な対策を機動的に講じる。

○復興をさらに加速させるため、発注機関・事業者団体双方の代表が参加し、現状と今後の対応について認識を共有する会議

場所:被災地(仙台市)

時間:1時間半程度

構成メンバー:国交省(大臣、(副大臣、政務官)、関係局長、東北地整局長)

その他の機関(復興庁、経済産業省、農林水産省の出先機関)

自治体首長(宮城県、岩手県、福島県、仙台市)

業界団体(東北建設業協会連合会、日建連東北支部、全国生コン工組連合会東北地区本部等)

■これまでの会議開催状況と主な打ち出し:

第1回 平成25年3月3日

- ・三陸沿岸道路に供給する生コンプラントを2地区において国が設置することを表明

第2回 平成25年10月7日

- ・第一回で表明した生コンプラントを平成26年9月に稼働させる方針を表明

第3回 平成26年2月1日

- ・土木工事の予定価格算出にあたり、被災3県において間接費の割り増しを行う復興係数の導入を表明

第4回 平成26年9月27日

- ・災害公営住宅の整備が計画より遅れないようにするため「工事確実実施プログラム」の導入を表明

第5回 平成27年1月31日

- ・通常4月に実施している公共工事設計労務単価の改訂を2月に前倒しで実施することを表明

第6回 平成27年12月19日

- ・i-Constructionを東北で先進的に進めるため、i-Construction(ICT)連絡会議の設置を表明
- ・復興係数のH28年度継続を表明

第7回 平成28年12月17日

- ・復興係数のH29年度継続の表明及び「東北復興働き方改革プロジェクト」の推進により復興を加速化を表明



3-1. 用地取得の迅速化

現状と課題

- 被災地における用地取得の遅れについては解決に向かっており、引き続き迅速に手続を進めていく。
- 所有者不明等により取得が難航している土地については、財産管理制度や不明裁決等の土地収用制度の活用を図る。

最近講じた措置

- 収用手続については、復興特区法改正法の施行(H26.5)に当たって、事業認定及び裁決手続の迅速化、緊急使用の活用等のための留意事項等について通知を発出し、また、起業者が不明裁決の申請をする際に必要となる権利者調査のプロセスを整理したガイドラインを起業者・収用委員会に対して明示する等の取組の結果、事業認定手続や収用裁決手続の期間が短縮されている。

事業名(仮称含む)	事業認定申請日	告示日	期間	収用裁決申請日	裁決日	期間	不明裁決	緊急使用
○国直轄事業								
【岩手】 釜石花巻道路(釜石～遠野)	H26.7.28	H26.7.28	41日間	H27.2.23	H27.7.7	134日間	○	
【宮城】 三陸縦貫自動車道(志津川～歌津)	H25.3.26	H25.5.7	42日間	①H26.10.30 ②H27.7.23 ③H27.7.23	①H27.4.28 ②H27.12.7 ③H27.11.30	180日間 137日間 130日間	○ ○ ○	
三陸縦貫自動車道(歌津～大谷)	H26.9.9	H26.10.21	42日間	H27.10.21	H28.6.13	146日間	○	
一級河川鳴瀬川河口部改修工事	H26.11.18	H27.1.15	58日間	H27.3.31	H27.10.5	188日間	○	
一級河川阿武隈川河口部改修工事	H27.2.3	H27.3.20	45日間	H28.3.7	H28.8.22	168日間		
【福島】 相馬福島道路(相馬～霊山)	H27.2.2	H27.3.18	44日間	任意契約により解決				
○県の復興事業								
【岩手】 釜石市鶴住居地区 防潮堤事業	H25.6.28	H25.8.19	52日間	①H25.12.18 ②H26.4.25	①H26.6.5 ②H26.9.8	169日間 136日間	○ ○	
宮古市金浜地区 防潮堤事業	H25.10.31	H25.12.24	54日間	H26.12.3	H27.5.22	170日間	○	○(1年間)
【宮城】 県道塩釜亘理線改築工事	H25.10.31	H25.12.24	54日間	H26.9.18	H27.2.23	158日間		
気仙沼市鹿折川改修事業	H26.3.25	H26.5.14	50日間	任意契約により解決				
【福島】 小沢地区海岸公共災害復旧(再復)事業	H28.1.6	H28.2.26	51日間	任意契約により解決				

※復興特区法施行後に事業認定又は収用裁決(緊急使用の決定を含む。)がなされた主な事業を記載(H28.12.31時点)。
 ※収用裁決については、釜石花巻道路(釜石～遠野)全2件中1件、三陸縦貫自動車道(志津川～歌津)全6件中3件、一級河川阿武隈川河口部改修工事全2件中1件を記載。

今後講じていく措置

- これまでに発出した収用手続に関する通知等の内容が適切に活用されているかフォローアップを実施するとともに、被災地において、今後生じる用地取得に当たっての課題について、地方公共団体等と連携しつつ迅速に対応。

3-2. 施工確保対策

現状と課題

- これまで累次にわたり施工確保対策を打ち出し、不調率は総じて低下してきている。
- いったん不調になった工事についても、再発注時にロットの見直しなどの工夫を行うことでほぼ契約に至っており、積み残しは出ていない。

	H27年度		H28.4~H29.1
3県1市合計	15.2%	→	16.2%
岩手県	8.3%	→	8.2%
宮城県	19.6%	→	26.7%(※)
福島県	13.8%	→	8.9%
仙台市	21.7%	→	24.5%(※)

※ 今年度の宮城県・仙台市は関東・東北豪雨の影響により不調が増加。

最近講じた措置

適切な設定等
予定価格の

○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

- ・公共事業の執行にさらに万全を期すため、被災三県における単価引上げ措置を継続

※近年の公共工事設計労務単価の伸率

	H25	H26.2	H27.2	H28.2	H29.3	(H24比)
全 国	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	(+39.3%)
被災三県	+21.0%	→ +8.4%	→ +6.3%	→ +7.8%	→ +3.3%	(+55.3%)

○実態調査に基づく負担増の状況を反映した適切な積算

- ・土工とコンクリート工における復興歩掛の設定
- ・復興係数による間接工事費の補正

公共建築工事の
施工確保

○災害公営住宅 工事确实実施プログラムの継続

- ・被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事实施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底し、実施状況をきめ細かく把握
- ・標準建設費に関し、特殊な条件下での特例加算の限度額を廃止している措置について、適用の具体事例を関係地方公共団体に周知

○公営住宅整備に係る標準建設費の見直し

- ・公営住宅整備に係る標準建設費の引き上げ(H28年度の主体附帯工事費は、H26年度当初比16%増)

○「営繕積算方式」の普及・促進／公共建築相談窓口における相談受付

- ・実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法(「営繕積算方式」等)の普及・促進
- ・復興庁との連携により、「公共建築相談窓口」において発注準備段階からの相談(事前相談)を受付(H27.5~)
- ・公共建築相談窓口において、198件の相談に対応(H28.1~12)

資材等の
確保

○資材需給情報の共有を通じた建設資材の確保及び官民協力による生コン供給体制の強化

- ・建設資材対策東北地方連絡会や各県地域分会における資材需給情報の共有(H28.9末現在:34回 ※復興加速化会議を含む、地域分会は適時開催)
- ・公共プラント新設等による生コン供給体制の強化(直轄整備(宮古、釜石)H26.9稼働、宮城県整備(石巻、気仙沼)H26.5稼働)

今後講じていく措置

- 引き続き現場の状況をきめ細かく注視し、今後も施工確保のために必要な対策をしっかりと講じていく。

○災害公営住宅の工事を確実・円滑に実施するため、被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等における的確な対応策を導入・徹底し、その実施状況をきめ細かく把握。

災害公営住宅 工事確実実施プログラム

継続して取組む対策+さらなる導入・徹底を図る対策

入札・契約確実化

●実勢に対応した予定価格の設定

- 適切な**工期設定**や実勢との乖離が認められる工種の**見積活用**
- 現場実態にあった**共通仮設費の積上**
- 見積活用と**共通仮設の積上項目の明確化**
- 共通仮設費及び現場管理費について、実態把握のための調査を実施し、結果を踏まえ、**経費率等への反映を検討**
- 県・市町村・URが**見積情報を共有する体制整備**(URを核として実施)

●実勢に応じた補助金上限額の設定

変化への対応を確実化

●物価上昇等への的確な対応

- 予定価格設定時から契約時点、又は、その後の物価上昇に対応するための**設計変更やインフレスライド条項、精算等の適切な対応**

※公共建築工事における取組みと整合を取って進める。

工事実施を確実化

●資材・人材のマッチングサポートの開始・展開

- 工業者・現場間の**資材調達・人材確保の円滑化を図るための情報共有システムと体制を整備**
- 国において関係団体に**協力要請**

(岩手県、宮城県、福島県の3県で既に開始)

●URによる現地支援

- 事業手法・工法等を**情報提供**
- 資材対策等の**連絡体制**

●上記の取組を市町村にも働きかけるとともに、取組情報の周知徹底による建設業者の受注環境整備

●個別地区の課題に対し、きめ細かく対応(復興庁の「工事加速化支援隊」と連携)

●プログラムの実施状況を把握(プログラムの実施状況を把握し、工事の確実な実施をフォローアップ)

(参考)公共建築工事における『営繕積算方式』の普及・促進

○学校や庁舎等の公共建築工事を確実・円滑に実施するため、実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格を設定するための積算手法（営繕積算方式等）を普及・促進

直轄工事（営繕工事）の積算手法を地方公共団体へ情報提供し、個別相談等に丁寧に対応

『営繕積算方式』

- 現場実態に合った共通仮設費の積上（※1）
- 適切な工期設定や市場価格との乖離が認められる工種の見積活用（※1）
- 物価上昇等への的確な対応（※2）
- 最新の国の積算基準（一般管理費等率の見直し等）の適用（※3）

積算の見える化

- 共通仮設の積上げ項目の明確化
 - ・設計図書等への条件明示、公開数量書に明記（設計変更可能）
- 「見積活用方式」の適用の明確化
 - ・入札説明書等に明記

地方公共団体等への普及・促進

- 「営繕積算方式活用マニュアル」を作成し、各種会議等で普及・促進
- 「公共建築相談窓口」において、個別事案の相談に丁寧に対応
- 積算情報（単価等）の共有
- 設計や建設業の各団体に周知

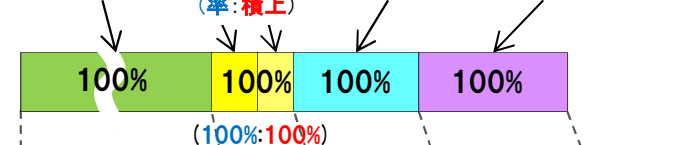
【積算例】

モデル庁舎（RC造4階建て
延べ床面積3,000㎡、工期13ヶ月）

◆標準積算(H26.4) [100%]

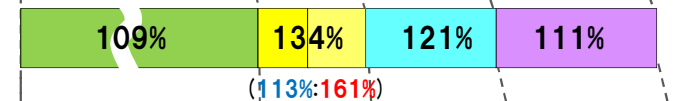
【市場単価、標準的な共通仮設積上げ
（揚重機スポット、仮囲い、交通誘導警備員）】

直接工事費 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等
(率:積上)



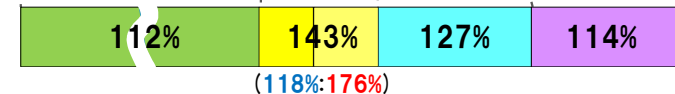
◆(※1) 被災地状況を反映 [111%]

【実勢単価（見積活用）＋共通仮設の積上げ
（揚重機月極調達等）＋工期連動（3ヶ月加算）】
※宮城県建設業協会資料より



◆(※2) 工期延期＋価格変動 [115%]

【工期1ヶ月延長＋型枠、鉄筋加工10%上昇】



◆(※3) 一般管理費等率の見直し等を反映

最新の一般管理費等率（H28.12.20付改定）を適用することで、工事費がさらに2.6%上昇※

※ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事を合わせた値

(参考)公共建築相談窓口における対応

- 学校等の公共建築工事について、復興庁が収集した課題に対し、所管官庁は予算面、国土交通省は技術面で支援する枠組みを構築。また、発注準備段階からの事前相談対応を強化(平成27年5月～)。
- 平成28年1月～12月は、198件[※]の相談に対応(平成27年1月～12月は、126件)。
- 相談件数は増加、「**公共建築相談窓口**」の活用が定着。
計画段階(企画・予算措置)や事業完了後(保全)の件数が増え、相談内容が多様化。
- これまでの相談対応事案のうち、落札に至った事例

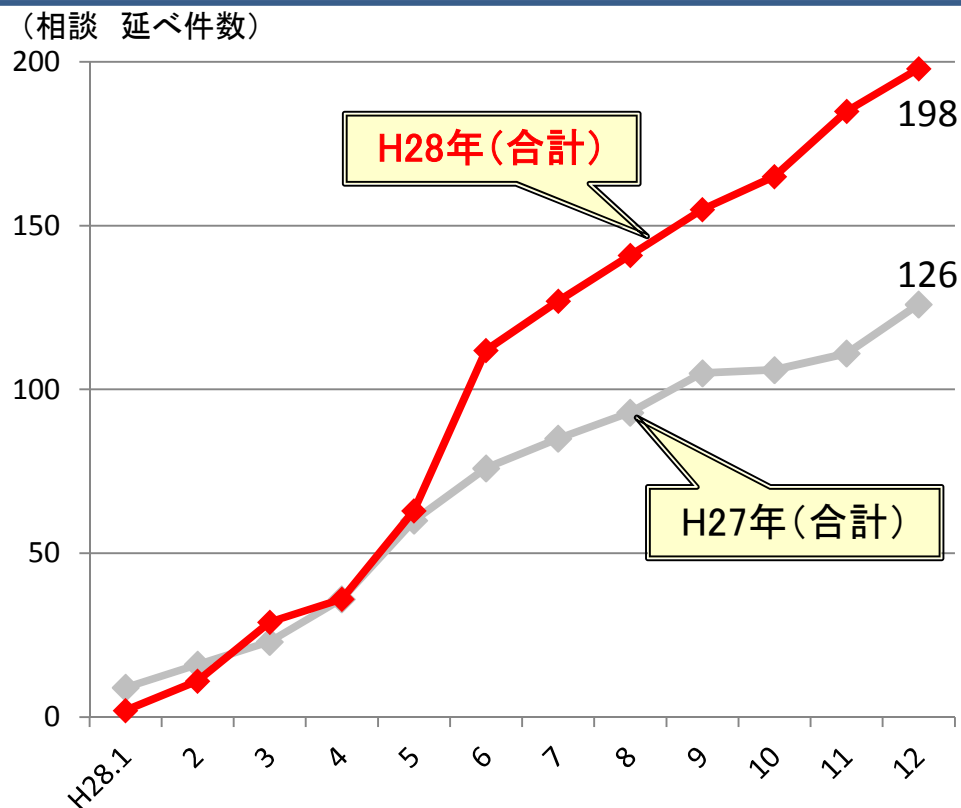
【岩手県】大船渡市 越喜来小学校・こども園、【宮城県】南三陸病院・総合ケアセンター、【福島県】相馬市役所新庁舎

※東北地方整備局管内

相談内容別内訳(平成28年1月～12月)

相談内容	件数		割合	
企画・予算措置	91	(53)	46%	(42%)
発注・実施	43	(40)	22%	(32%)
設計	16	(13)	8%	(10%)
積算	20	(16)	10%	(13%)
入札手続き	5	(9)	3%	(7%)
工事監理	2	(2)	1%	(2%)
保全	58	(26)	29%	(21%)
その他	6	(7)	3%	(5%)
合計	198	(126)	100%	(100%)

()内は、平成27年1月～12月の件数及び割合



4. 観光の復興（概要）

○平成28年を「東北観光復興元年」とし、関係機関、地方公共団体や民間団体と連携し、施策を総動員して観光復興に取り組む。これにより、東北6県の外国人宿泊者数を、2020年に2015年の3倍の150万人泊に押し上げる。

主な措置

◎東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

訪日外国人が急増する中、東北地方では外国人の延べ宿泊者数はようやく震災前の水準を回復したところである。

訪日外国人急増の効果を東北地方へ波及させるため、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する。

○H28年度に東北復興対策交付金を新たに設け、地域の取組をさらに支援

○H28年度に日本初となる全世界を対象としたディスティネーション・キャンペーンとして東北への集中的なプロモーションを開始

（延べ外国人宿泊者数のH22年比）

	H27	H28(速報値)
全国	232.5%	246.2%
東北地方	104.0%	126.8%

（取組の例）

○平成28年度からの5年間で、海外の旅行会社などを、2千人規模で東北に招いて、東北の魅力は大々的に海外に発信する。

○地域の路線バスや鉄道など交通機関のフリーパスについて、外国語による情報提供を充実させるなど、訪日外国人旅行者にとって使いやすいものにする。

※事業の実施にあたっては、適切な目標を設定し、PDCAサイクルを明確にするとともに、広域的に連携した取組を促進する。

◎福島県に関連する対策

○福島県における観光関連復興支援事業

福島県が行う風評被害対策及び観光復興のための国内プロモーション及び教育旅行再生などの取組に対して補助。

○3省庁連携による教育旅行再生の取組

観光庁、復興庁、文部科学省が連携して都道府県に対し、福島県への修学旅行の実施を呼びかける通知を发出。

※H21年度：約71万人泊→H23年度：約13.2万人泊→H27年度：約38.1万人泊



教育旅行による被災地の視察（福島県いわき市）

◎広域観光周遊ルートの形成の促進

○東北の各県を跨がって観光地をネットワーク化し、東北の自然、歴史文化や食などを探訪する旅を満喫できるようにする。

これにより、訪日外国人観光客の誘客を促進する。

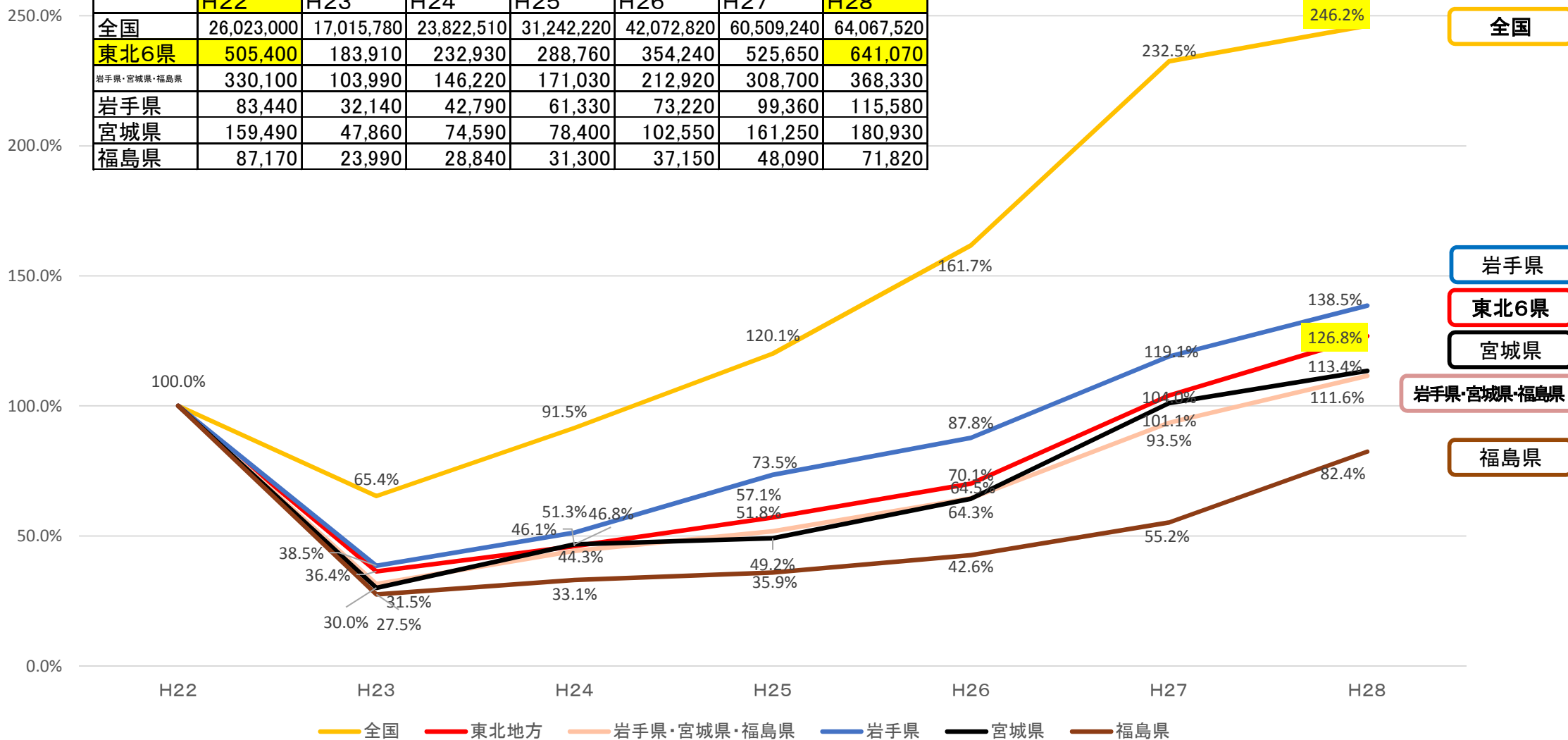
（東北の「日本の奥の院・東北探訪ルート」を含む、全国で11の広域観光周遊ルート形成計画を認定済。）

(参考)東北地方における延べ外国人宿泊者数(H22年比)

震災前のH22年比で全国が246.2%まで大きく伸びているのに対し、福島県が82.4%に留まっていることが影響し、東北6県においては126.8%と、全国的な急増からは遅れている。

(人泊)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,242,220	42,072,820	60,509,240	64,067,520
東北6県	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	525,650	641,070
岩手県・宮城県・福島県	330,100	103,990	146,220	171,030	212,920	308,700	368,330
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	99,360	115,580
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	161,250	180,930
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	48,090	71,820

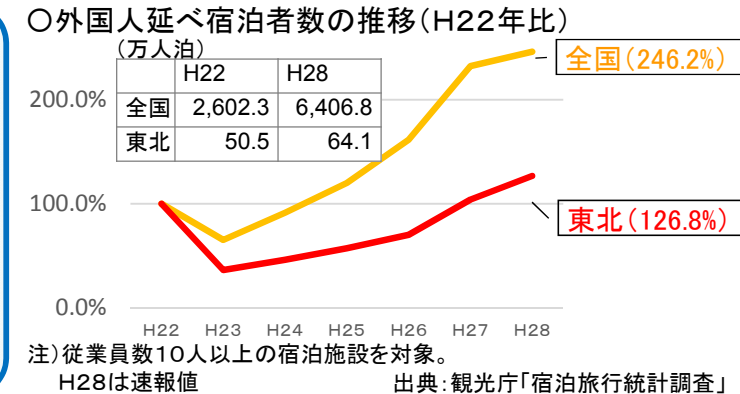


注)・従業員数10人以上の宿泊施設を対象。
・H28は速報値

出典: 観光庁「宿泊旅行統計調査」

(参考)東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業

- 訪日外国人が急増する中、東北地方では、外国人の延べ宿泊者数がようやく震災前の水準を回復したところである。
- 訪日外国人急増の効果を東北地方にも波及させるため、風評被害を払拭し、東北地方の観光の潜在力を開花させ、観光復興を実現する。
- 事業の実施にあたっては、適切な目標を設定し、PDCAサイクルを明確にするとともに、広域的に連携した取組を促進する



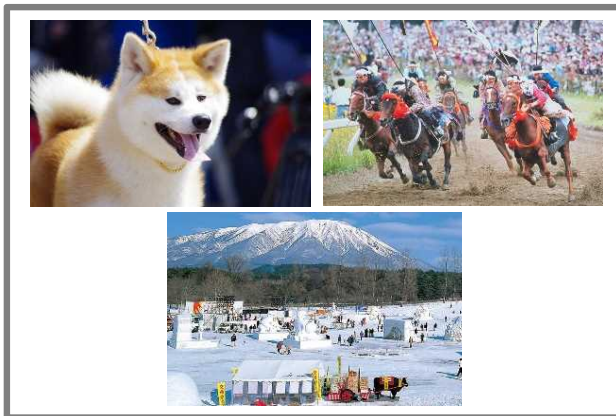
観光地域づくり(東北観光復興対策交付金)

- 東北地方において、地域からの発案に基づき実施する、インバウンドを呼び込む取組を支援。

地域の取組体制を構築



地域資源の磨き上げ

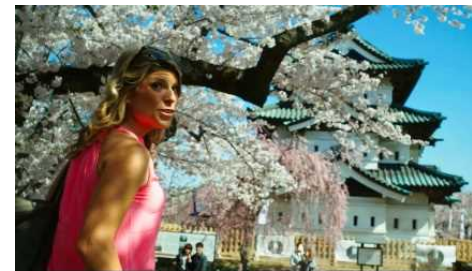


インバウンド急増の効果を被災地にも波及



訪日プロモーション(JNTO運営費交付金)

- 日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの第1弾として東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。



東北地方の魅力を映像で発信



旅行会社・メディア等の招請



商談会の実施



宿泊事業者を対象としたセミナー

(参考)東北観光復興対策交付金(事業例)

目的: 東北地方の風評被害を払拭し、東日本大震災の影響により大きく落ち込んだ訪日外国人旅行者を回復させ、インバウンド急増の効果を波及させることにより、観光を通じて被災地の復興を加速化する。

概要: 東北地方の地方公共団体が、観光復興対策実施計画に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組に要する経費について、交付金を交付する(交付率8/10)。

①観光復興促進調査事業

インバウンド観光促進マーケティング事業

- ・観光・交通情報アプリ(あおもりナビ)を活用
- ・外国人観光客の旅行行動を調査・分析



(青森県)

④受入環境整備事業

みやぎFree Wi-Fi(仮称)整備事業

- ・共通SSIDを導入
- ・博物館や美術館などの県有施設で無料Wi-Fiを整備



(宮城県)

複数の地方公共団体が連携して、広域的に事業を行うものを優先

東北6県と仙台市が連携

レンタカーを活用したドライブ周遊観光促進事業

- ・旅行会社と連携し、ドライブ観光周遊ルートを策定
- ・訪日外国人向けのフリーマガジンを発行
- ・海外旅行博でのPR



②地域取組体制構築事業

ふくしまDMO推進プロジェクト事業

- 福島にしかない特別な体験をコンセプトに、
- ・専門家による検討会議
 - ・県内企業のCSR担当者を対象とした勉強会



(福島県)

⑤滞在コンテンツ充実・強化事業

いわて冬季イベント充実・強化事業

- ・「希望郷いわて雪まつり」のコンテンツを「食、雪、体験」をテーマとして、外国人観光客向けに充実



(岩手県)

③プロモーション強化事業

秋田犬を活用したFIT誘客対策事業

- 秋田犬を見学出来る施設をつなぎ、
- ・海外のテレビで情報発信
 - ・旅行会社とのタイアップキャンペーン



(秋田県)

⑥国際会議等誘致・推進事業

MICE誘致促進に向けた情報発信事業

- ・情報媒体を活用し、主催者や取扱広告代理店などへプロモーション



(山形県)

青森市、北秋田市、山形市が連携

日本三大樹氷ブランド化誘客推進事業

- ・台湾、オーストラリアからのファムツアー
- ・樹氷フォーラムを開催
- ・三大樹氷パンフレットを作成



観光庁・日本政府観光局(JNTO)では、「明日の日本を支える観光ビジョン-世界が訪れたい日本へ-」において示された、日本初となる全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの第1弾として、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施している。実施に当たっては、東北運輸局・東北観光推進機構・東北の地方自治体及び観光関係者と連携しつつ、外国人観光客の視点も十分に踏まえた上で、より効果的に事業を実施し、東北の魅力を全世界に強力に発信する。

知名度向上

グローバルメディア等の活用

CNN等のグローバルメディアや影響力を持つ人物を起用した映像を東北で撮影し、東北観光の魅力を発信。



<実績>
○CNNにおいて東北地方のプロモーション映像を制作。5月から7月にかけてCNNテレビと特設サイトで全世界に発信。

メディア・旅行会社の招請

祭り等のイベントや商談会の活用

東北におけるイベントや祭り開催時のほか、東北で初となる「東アジア商談会」等に各国・地域から500名を超えるメディアや旅行会社関係者を招請し、大々的な情報発信やツアー造成を促進。



<実績>
○KATA(韓国旅行業協会)に所属する旅行会社や現地メディアを大々的に招請。
期間 6/10~6/12
招請人数:241名

送客促進

オンライン旅行会社等と連携した送客促進

オンライン旅行会社と連携した東北旅行の情報発信や、販促キャンペーンの実施。



共同キャンペーンによる航空路線の新規就航支援

東北6県内の空港への新規就航、チャーター便運航に対し、販売促進のための共同広告を実施。



<実績>
○韓国から庄内空港へのチャーター運航
期間 9/14、9/17(共同広告期間8/4~9/4)
連携先 大韓航空
○台湾から仙台空港への定期便就航
期間 6/29より(週4便)(共同広告12/1~12/31)
連携先 タイガーエア

全世界的に東北への誘客を強力に促進

(参考)福島県における観光関連復興支援事業

福島県における早期の観光復興を最大限に促進するため、同県が実施する国内向け風評被害対策や、特に教育旅行の再生などの震災復興に資する観光関連事業を支援する。

(補助率：総事業費の8/10)

【背景】

- 原発事故に伴う風評被害により観光関連産業は甚大な被害を被っている。
- 福島県において、観光関連産業は基幹産業であり、観光による経済波及効果の裾野は広いことから、観光復興は早期復興を促進するために非常に重要な役割。

【取組内容】

(1) 国内プロモーション

- ① 交流・風評払拭イベントの開催
- ② 観光アドバイザーの派遣
- ③ 観光の基礎力づくりに向けた人材育成等

(2) 教育旅行再生

- ① 震災語り部のスキルアップ
- ② 関係者の招へい、モニターツアーの実施
- ③ 教育旅行専門誌等を利用したプロモーション

(3) 海外プロモーション

海外プロモーションは、
東北観光復興対策交付金により支援

【実施事業例（平成28年度）】

○観光地ブランド周遊観光推進事業



“温泉”、“食”をテーマに、県内の観光地、施設を巡るクーポン付スタンプラリーを実施し、周遊観光の振興を図る。

○教育旅行再生事業



福島県への教育旅行を検討している学校教員を招へいし、これまでに造成した学習プログラム等を体験してもらい、教育旅行の誘致を促進する。

(参考) 広域観光周遊ルート形成促進事業及び認定された計画

広域観光周遊ルート形成促進事業

○外国人旅行者の地方への誘客を図るため、複数の広域観光周遊ルートを認定し、関係省庁の施策を集中投入するとともに、地域が推進する取組をパッケージで支援し、海外に強力に発信。

これまでの状況

平成27年6月12日に、7ルートを認定
 平成28年6月14日に、4ルートを追加認定
 (全国11ルート)

各ルートでの取組例

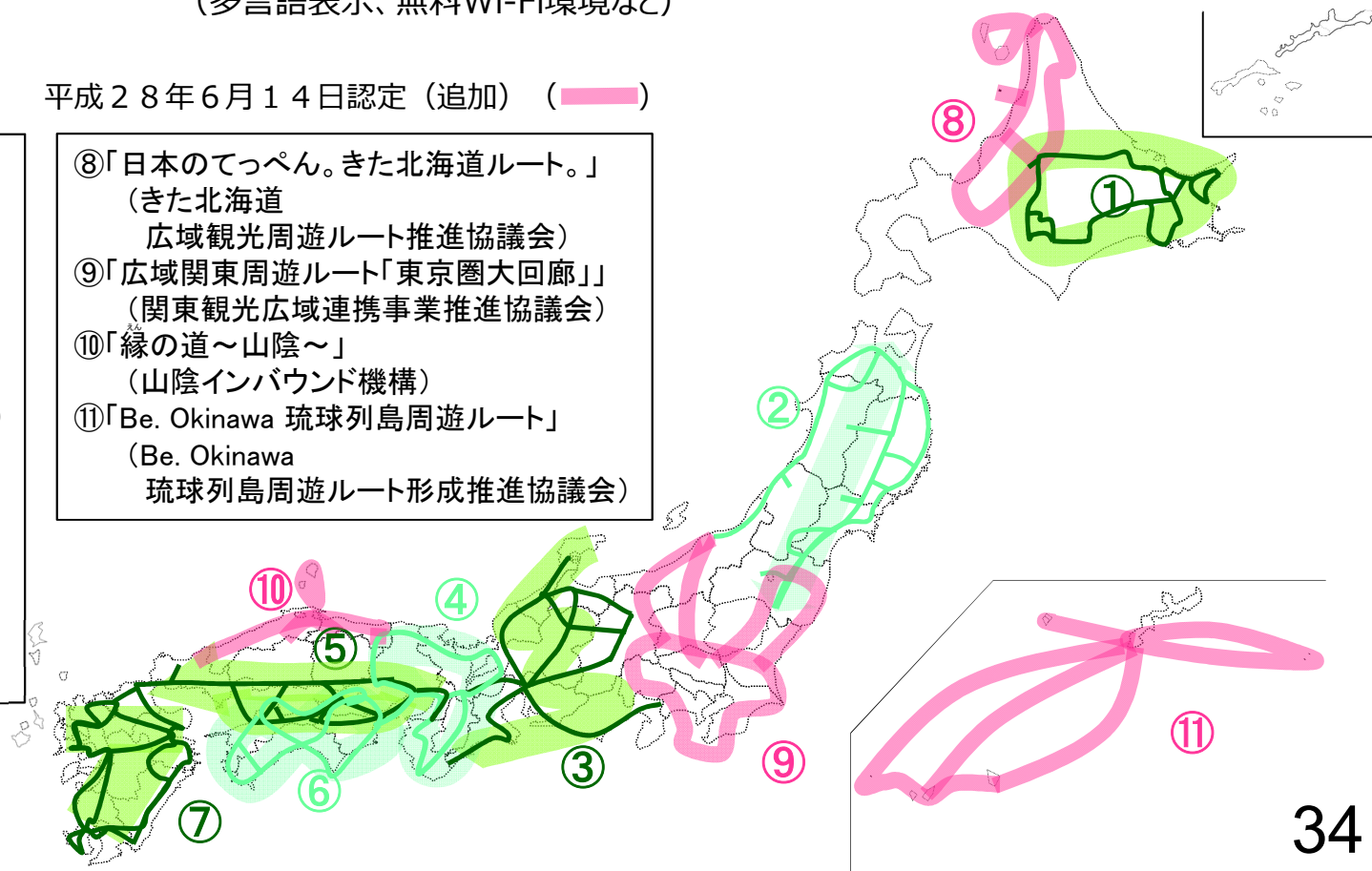
- ・マーケティング調査
- ・計画策定 (専門家の招へい等を含む)
- ・観光資源の磨き上げ
- ・受入環境整備 (多言語表示、無料Wi-Fi環境など)
- ・海外プロモーションの実施
- ・広域周遊ツアーの企画・販売
- ・その他広域での地域共通の取組等

平成27年6月12日認定 ( )

平成28年6月14日認定 (追加) ()

- ①「アジアの宝 悠久の自然美への道 ひがし北・海・道」
(「プライムロード ひがし北・海・道」推進協議会)
- ②「日本の奥の院・東北探訪ルート」
(東北観光推進機構)
- ③「昇龍道」
(中部(東海・北陸・信州)広域観光推進協議会)
- ④「美の伝説」
(関西広域連合、関西経済連合会、関西地域振興財団)
- ⑤「せとうち・海の道」
(せとうち観光推進機構、瀬戸内観光ルート誘客促進協議会)
- ⑥「スピリチュアルな島～四国遍路～」
(四国ツーリズム創造機構)
- ⑦「温泉アイランド九州 広域観光周遊ルート」
(九州観光推進機構)

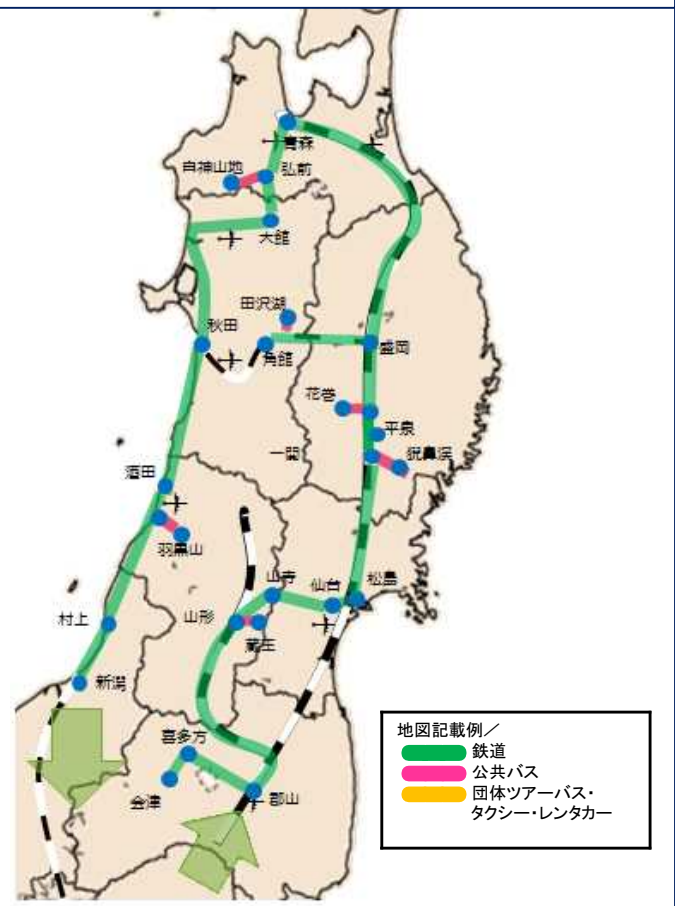
- ⑧「日本のおっぺん。きた北海道ルート。」
(きた北海道 広域観光周遊ルート推進協議会)
- ⑨「広域関東周遊ルート「東京圏大回廊」」
(関東観光広域連携事業推進協議会)
- ⑩「縁の道～山陰～」
(山陰インバウンド機構)
- ⑪「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」
(Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成推進協議会)



(参考) 東北地方の広域観光周遊ルートモデルコースの例

【日本の奥の院・東北探訪ルート】四季が織りなす東北の宝コース

四季が織りなす東北の宝コース



【コンセプト】

東北の四季が織りなす風土と、自然と共存する人々の歴史・文化・食など、東北の人々が生き育てた宝と呼べる様々な地域を訪れる出会いの旅。

【対象市場の設定理由】

〔最重点市場〕北米

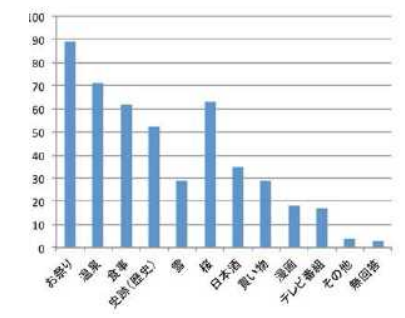
- ・ 訴求効果が高い観光資源は東北の祭り、温泉、食事、桜など。
- ・ 世界遺産やミシュラン三ツ星評価は世界的に認知され、北米にも訴求する。
- ・ 休暇取得の自由度が高く、比較的長期間のFITが主流。
- ・ 男性20～30代の個人客(FIT)、同行者はパートナーまたは家族で、東北への新規来訪者を想定し、JR JAPAN RAIL PASSを使った、あまり知られていない東北の宝を探訪するアクティブな旅を提案。

〔重点市場〕欧州、タイ

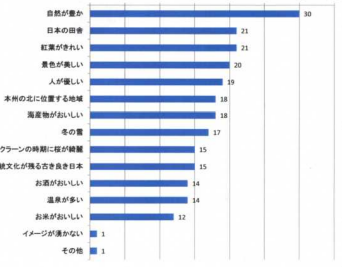
- ・ 訴求効果が高いのは日本の四季の彩り豊かな雄大な自然。
- ・ 欧州の旅行形態はFITが主流、タイの旅行形態もFIT化している。
- ・ タイ人の旅行シーズンと、東北の桜、紅葉の時期が合致。
- ・ 男性、20～30代、個人客(FIT)、同行者はパートナーまたは家族、東北への新規来訪者を想定し、JR JAPAN RAIL PASS使用の個人周遊旅行をアピール。

【対象市場】

最重点市場：北米
 重点市場：欧州、タイ
 その他市場：



図①: 東北地方で興味のあるテーマ/RISINGU TOHOKU FOOD FAIR&2015東北プロモーションin二世週祭(LA) (仙台市商工会議所)



あなたの日本東北(仙台)のイメージはどのようなものですか? タイ国際旅行博(TITF#16) (2015年2、3月)

【コンセプトを体現する主たる観光資源】

<p>①蔵王温泉 (山形県山形市)</p> <p>約1,900年の歴史がある蔵王温泉の、一度に200人が入れる大露天風呂。</p>	<p>② 山寺 (山形県山形市)</p> <p>約1,100年前に開かれたお寺。山門から奥の院までの石段は800段を超える。</p>	<p>③ 日本三景・松島【ミシュラン三ツ星】 (宮城県松島町)</p> <p>約900年もの昔から偉人に親しまれてきた日本三景。海に浮かぶ多島美を楽しめる。</p>	<p>④ わんこそば (岩手県盛岡市)</p> <p>お椀に入った一口大のおそばを、満足するまで何杯でも食べる、ユニークな郷土料理。</p>	<p>⑤ 狛鼻浮舟下り (岩手県一関市)</p> <p>船頭の歌を聞きながら絶景舟下りを楽しむ。運玉投げで運だめも楽しい。</p>	<p>⑥ 角館 (秋田県仙北市)</p> <p>約400年前の町並みをそのまま残し、四季折々に伝統的景観が楽しめる。</p>	<p>⑦ 白神山地【世界遺産】 (青森県西目屋村ほか)</p> <p>世界最大級のブナの原生が残る約1,400年前に開かれた修験世界遺産。鮮やかな自然や滝を楽しむ。</p>	<p>⑧ 羽黒山【ミシュラン三ツ星】 (山形県鶴岡市)</p> <p>約1,400年前に開かれた修験の山。山頂付近の五重の塔は国宝に指定。</p>
---	--	--	--	---	--	--	---

<参考>主な公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

■主な事業の進捗率(平成28年1月 → 平成29年1月)

項 目		進捗率
<基幹インフラ関係>		
・海岸対策		76%着工 → 85%着工 19%完了 → 28%完了
・復興道路、復興支援道路		97%着工 → 100%着工 41%完了 → 46%完了
・港湾		98%完了 → 98%完了
・鉄道		93%完了 → 97%完了
<住宅再建・まちづくり関係>		
・災害公営住宅		97%用地確保済み → 98%用地確保済み 49%完了 → 78%完了
・防災集団移転促進事業 (地区ベース)		99%着工 → 99%着工 70%完了 → 92%完了

<参考>公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況

(平成29年1月末時点)

項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率	項目指標名	進捗率
■ 海岸対策※1 (本復旧・復興工事に着工した地区海岸、本復旧・復興工事が完了した地区海岸の割合) <small>※帰還困難区域及び居住制限区域を除き、避難指示解除準備区域を含む。</small>	28% (完了) 85% (着工)	■ 交通網(道路)(直轄区間) (本復旧が完了した道路開通延長の割合)	99%	■ 交通網(港湾) (本復旧工事に着工した、及び本復旧工事が完了した復旧工程計画に定められた港湾施設の割合)	100% (着工) 98% (完了)	■ 復興まちづくり(土地区画整理事業※3) (事業認可済の地区数 造成工事の着工数 宅地の引渡開始地区※4数 造成工事の完了数の割合) <small>※供給計画は「住まいの復興工程表」(H28.9末時点)による。</small>	【地区ベース】 100% (認可・着工) 26% (完了) 76% (宅地引渡) 【戸数ベース】 32% (完了) 100% (着工)
■ 河川対策(直轄区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(直轄管理区間)の割合) <small>※旧北上川(本復旧工事が完了済)では、引き続き地震・津波対策を実施中。</small>	100%	■ 交通網(道路)(県・市町村管理区間) (本復旧が完了した道路路線数の割合)	94%	■ 災害公営住宅 (災害公営住宅の用地確保が完了した戸数 建築工事に着手した戸数 建築工事が完了した戸数の割合) <small>※進捗率には、帰還者向け災害公営住宅の計画を含んでいない。 ※供給計画は「住まいの復興工程表」(H28.9末時点)による。</small>	78% (工事完了) 91% (工事着手) 98% (用地確保)	■ 復興まちづくり(津波復興拠点整備事業) (造成完了した地区数 工事に着手した地区数 事業認可した地区数の割合)	25% (造成) 100% (認可) 100% (着工)
■ 河川対策(県・市町村管理区間) (本復旧工事が完了した河川管理施設(県・市町村管理区間)の割合)	91%	■ 交通網(道路)(復興道路・復興支援道路) (復興道路・復興支援道路の着工率 復興道路・復興支援道路の整備率)	46% (完了) 100% (着工)	■ 復興まちづくり(防災集団移転促進事業) (事業計画の同意地区※2数 造成工事の着工数 造成工事の完了数の割合) <small>※災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む ※供給計画は「住まいの復興工程表」(H28.9末時点)による。</small>	【地区ベース】 99% (着工) 100% (同意) 92% (完了) 【戸数ベース】 91% (完了) 99% (着工)	■ 復興まちづくり(造成宅地の滑動崩落防止) (対策工事に着工した地区数、 対策工事が完了した地区数の割合)	98% (完了) 100% (着工)
■ 下水道 (通常処理に移行した下水処理場※2の割合) <small>※被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場。</small>	【復旧】 100% (完了)	■ 交通網(鉄道) (運行を再開した鉄道路線延長の割合) <small>※JR大船渡線・気仙沼線のBRTIによる本格復旧分を含む。</small>	97%	【復興】 0% (完了) 80% (着工)			

※1 海岸対策については、平成27年3月末時点から、復旧のみならず復興も含めた指標とした。「復旧」とは、災害復旧事業により行う復旧工事のこと。「復興」とは、社会資本整備総合交付金又は農山漁村地域整備交付金により行う整備工事のこと。
 ※2 「通常処理に移行した処理場」とは、被災前と同程度の放流水質まで処理が実施可能となった処理場である。
 ※3 防災集団移転促進事業や災害公営住宅のみにより宅地供給される地区を含む。
 ※4 宅地の一部を使用収益開始した地区、保留地の一部を引渡した地区を計上。
 ※ 福島県の避難指示解除準備区域等については、原則除いている。
 ※ 各指標の母数については、事業の進捗に応じ変更されているものもある。